

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とする)

告 示

鳥取県告示第七百六十一号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇ 告 示 木材業者等の登録（林務課）

木材業者等の登録の変更（〃）

一 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥木第一号	平成二年五月十四日	鳥取市布勢二四一	有限会社北脇材木店 代表取締役 北脇資久
八木第一号	四月十三日	八頭郡若桜町大字若桜九三二一	瀬戸善夫
〃 第二号	四月二十日	〃 八東町大字才代一二七一三	村田利治
〃 第三号	五月十日	〃 智頭町大字埴師三五五一	宮坂隆明
〃 第四号	七月二十六日	〃 〃 大字智頭一五三九一二一	白間倉光
倉木第一号	四月一日	東伯郡関金町大字関金宿一〇三三	岩倉雄美夫

二 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八製第一号	平成二年四月十七日	八頭郡八東町大字才代一五一―八	田井隆輝
“ 第二号	“ 四月二十三日	“ 智頭町大字智頭二〇八一―四	協同組合智頭製材工業 理事長 玉木久夫
“ 第三号	“ 五月二日	“ 用瀬町大字鷹狩八五六―一	有限会社大家製材 代表取締役 大家 義美
倉製第一号	“ 四月一日	東伯郡東伯町大字勤三〇〇―一	門脇英雄
米製第一号	“ 〃	西伯郡会見町天万九四六―四	植田 茂
日製第一号	“ 〃	日野郡溝口町根雨原五五四	香田 誠之助
“ 第二号	“ 〃	“ 日南町神福一三一八	伊藤 武
“ 第三号	“ 〃	“ 〃 下石見六八九―一	手嶋圭央

鳥取県告示第七百六十二号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成二年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 木材業者

登録年月日 及び 番号	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更登録 年月日
平成元年四月一日 日本第一〇号	日野郡溝口町大坂一四一九一二 有限会社本庄木材 代表取締役 本庄 吉人	住所又は所在地、名称 及び代表者の氏名	日野郡溝口町溝口三二 四 本庄 吉人	日野郡溝口町大坂一四一九一二 有限会社本庄木材 代表取締役 本庄吉人	平成二年六月八日
〃 〃 第一一号	〃 〃 三部二四七一一 有限会社樋口木材 代表取締役 樋口 虎雄	〃	二 〃 〃 三部二二 樋口 虎雄	〃 〃 三部二四七 一一 有限会社樋口木材 代表取締役 樋口虎雄	〃 六月二十四日

二 製材業者

登録年月日 及び 番号	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更登録 年月日
平成元年四月一日 日製第三号	日野郡溝口町大坂一四一九一二 有限会社本庄木材 代表取締役 本庄 吉人	住所又は所在地、名称 及び代表者の氏名	日野郡溝口町溝口三二 四 本庄 吉人	日野郡溝口町大坂一四一九一二 有限会社本庄木材 代表取締役 本庄吉人	平成二年六月八日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】